

財政健全化法における財政指標について

早期健全化基準

財政再生基準

福井県
(20決算)

早期健全化段階
自主的な改善努力

再生段階
国等の関与あり

実質赤字比率

－（黒字）

19決算 ー（黒字）

赤字3.75%

赤字5%

連結
実質赤字比率

－（黒字）

19決算 ー（黒字）

赤字8.75%

赤字15%

実質
公債費比率

13.3%

19決算 14.3% [全国25位]

25%

35%

※ただし、18%以上になると
起債許可団体に移行する。

将来負担比率

234.6%

19決算 232.8% [全国21位]

400%

資金不足比率 資金不足なし（病院事業会計、電気事業会計、臨海工業用地造成事業会計、工業用水道事業会計、水道用水供給事業会計、臨海下水道事業会計、港湾整備事業特別会計、下水道事業特別会計）

平成 21 年 9 月 9 日
総務部財務企画課
滝、前田
電話 0776-20-0231
FAX 0776-20-0629

財政健全化法に係る財政指標について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、前年度決算における 4 つの財政指標を議会に報告し、県民に公表することが義務付けられました。

これらの指標については、早期健全化基準・財政再生基準が設けられており、この基準を超えた場合には、財政健全化計画・財政再生計画の策定が義務付けられており、財政運営上の制限を受けることになります。

本県の平成 20 年度決算における 4 つの指標については、全てこの基準をクリアしております。
なお、全国の状態については、総務省が各県の指標を取りまとめ、公表する予定です。

○ 4 指標

1 実質赤字比率

平成 20 年度の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2 連結実質赤字比率

平成 20 年度の全ての会計の赤字や黒字を合算し、県全体としての赤字の程度を指標化し、県全体としての運営の深刻度を示すもの

* 公営企業会計において、資金不足に陥っている会計はない

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3 実質公債費比率

平成 20 年度の借入金の返済額及びこれに準じる額（公営企業債繰出金等）の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもの

$$\text{実質公債費比率 (3 年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金等}) - (\text{県営住宅使用料など特定財源} + \text{交付税算入公債費等額})}{(\text{標準財政規模}) - (\text{交付税算入公債費等額})}$$

4 将来負担比率

平成 20 年度末における一般会計の借入金（地方債）等、公社、三セクで将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{(\text{将来負担額}) - (\text{充当可能基金、公営住宅使用料などの特定財源} + \text{交付税算入公債費等額})}{(\text{標準財政規模}) - (\text{交付税算入公債費等額})}$$